

協働によるまちづくり提案事業Q&A

全 般

- Q. 他の、公益活動に対する補助金と、この補助金とでは、何が大きく違うのですか？
- A. 行政との協働を必要条件としているところです。既存・新規に関わらず、単に公益活動に対して助成するものではありません。
- Q. 必ず行政と協働しなければならないのでしょうか？
- A. 今回対象となるのは、行政と協働した場合に限っています。今後、行政以外の団体同士が協働した場合にも「協働によるまちづくり基金」が活用できるような制度を作りたいと考えています。
- Q. 町と協働するだけで、経費は要らない（又は、30万円も要らない）のですか？
- A. 町の負担は30万円以内なので、0円でも構いません。また、申請額よりも実際行った事業費が安かった場合は、精算にてご返納いただきます。

対象団体

- Q. 他の補助金をもらっている団体も申請できますか？
- A. 他の補助金等の交付要綱などで、『この補助金以外に補助を受ける場合は補助対象外とします』などの規定が無い限り、申請は出来ると解釈しています。ただし、その補助金等でカバーしている経費は対象外なので、経理を明確に分ける必要があります。
- Q. 子ども会の廃品回収など、既存のボランティア活動は補助対象となりますか？
- A. 行政だけでは解決できない地域課題等を、住民との協働によって解決を目指そうとする事業なので、自立で成り立っている住民活動を行政との協働へ仕向けるわけではありません。
- Q. 1事業に対する申請団体が複数の場合はどうなりますか？
- A. 係る経費ごとに、その事業を実施する団体へ配分しますが、1事業あたりの町が補助する上限は合計で30万円以内なのは変わりません。また、団体が多数になった場合は、構成団体による実行委員会等を組織していただく必要があります。
- Q. 行政区など、地域の団体は申請できますか？
- A. 町との協働が必要な事業を行うのであれば、対象となります。

Q. 企業、その他の法人、組合なども申請できますか？

A. 町が直接加入しているか、あるいは設立した団体等は対象外です。その他の公益活動を目的とする団体等が対象となります。

Q. 同じ団体が毎年申請できるのですか？

A. 地域の身近な課題を解決しようとする事業で、町との協働が必要と判断される間は対象となります。

Q. 参加者数の上限はありますか？

A. 参加者の上限はありませんが、参加者にかかる経費については通常必要と認められる分のみとなります。

対象事業

Q. 例えばどんな事業が対象となるのですか？

A. 例えば、「公園等の美化活動」、「高齢者等の生活支援」、「子育て支援」、「地域の防災・防犯活動」、「地域の文化・芸術の振興」などがありますが、地域の身近なものから町全体にいたる様々な課題について、町との協働で解決を図る取組みについては対象となります。ただし、実施にあたって関係各機関や団体等と調整が必要になるものもあります。

Q. 公共施設の管理など、町が本来行うべきことを担っている事業を、この補助金へ振り替えていくのですか？

A. 公共施設の管理について委託料等を支出している場合は、その委託範囲をこの補助金へ振り替えていくわけではありません。ただし、管理を超えた利活用は、この補助金の対象になると考えています。また、委託や指定管理も民の力を活かす点では重要と考えますが、「共通の目標に対して行政と団体が対等な関係で取り組む」という観点で言うと、この補助金の本旨とは若干ズレがあると考えます。

Q. 申請内容がダブった場合はどうなるのですか？

A. 例えば、対象となるエリアが違えば、そのまま対象になるでしょうし、同じ場合であれば、複数団体が連携しての実施を提案します。それでも相容れなかった場合は、団体ごとのプレゼンによって決定することになります。

Q. 予算が3事業分のようなのですが、4事業以上申請があった場合はどうなるのですか？

A. 予算の範囲内で、かつ、協働することになる担当部署があれば、4事業以上実施する

場合もあります。

対象経費

Q. 経費は、例えばどんなものが対象になりますか？

A. 例示すれば、イベントチラシを作成するためのコピー用紙などの消耗品、セミナーを開催するための講師謝金、機器や道具類などの備品等が考えられます。ただし、事業の執行に直接必要だと判断された場合に限りです。

Q. 団体に雇用するスタッフの人件費は対象となりますか？

A. この事業での業務と、団体の通常業務との区別が付かないので、対象外です。ただし、団体の構成員が個人で支出した燃料費や、イベント等の活動に参加した有償ボランティアへの費用弁償などは対象となります。有償ボランティアは、全国的に一番多い時間単価 650 円以内を採用します。

Q. 飲食費は対象となりますか？

A. 接待や遊興の目的と判断されるものは対象外ですが、野外活動における水分補給のための飲み物や、やむを得ず、通常食事をする時間にかかってしまう活動における食事、あるいは食事そのものを提供するための食材費などは対象となります。飲み物は単価 120 円程度、食費は 1 人 1 食あたり 700 円程度とします。また、飲み物はおおむね 4 時間ごとに 1 本分、食事は 8 時間ごとに 1 食分までとします。

Q. 荒天時などでレンタル機器のキャンセル料などが発生した場合も対象となりますか？

A. 合理的理由により、やむを得ないと判断された場合は対象となります。

Q. イベント開催に係る参加者保険料は対象となりますか？

A. 社会福祉協議会のボランティア保険や、過大な保障ではない民間会社の保険などは対象となります。

Q. 建物の建設など、ハード整備事業も対象となりますか？

A. ハード整備は高額になることが予想されるので、この事業の成果と言えない懸念がありますし、事業の実施に直接必要と言えない可能性も高いので、基本的には対象外です。ただし、備品類を保管する簡易な物置などは対象となる可能性はあります。

実施期間

Q. 1年以上継続することが条件とありますが、年1回の活動でも対象となりますか？

A. 真に地域の身近な課題を解決しようとするものであれば、対象となります。

Q. 異なる時期に開催する数種のイベントなども、全部対象となりますか？

A. 一連の活動で1つの事業とみなすことができ、かつ、要綱で定める期間中（4月～翌年3月）であれば、全部対象となります。

活動場所

Q. 活動場所は、町内に限りますか？

A. 町内のみを想定していますが、町民に直接に利があると認められる事業であって、かつ、実施にあたって他の自治体の承認が得られれば対象としたいと考えます。

Q. 活動場所は、官地に限りますか？

A. 限りません。